

北しりべし廃棄物処理広域連合職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則

制 定 平成14年7月5日公平規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第48条の規定に基づき、職員の勤務条件に関する措置の要求及び審査、判定の手續並びに審査、判定の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(措置要求)

第2条 職員は、法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求(以下「措置要求」という。)をしようとするときは、これを書面でしなければならない。

2 前項の書面(以下「措置要求書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、措置要求をしようとする職員が署名押印して正副各1通を適切な資料とともに公平委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

(1) 措置要求をしようとする職員の職、氏名、所属及び勤務場所

(2) 要求すべき措置

(3) 措置要求をしようとする理由

3 措置要求書の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに、その旨を委員会に届け出なければならない。

(措置要求の調査)

第3条 措置要求書が提出されたときは、委員会は、その記載事項及び添付資料並びに要求すべき措置等について調査しなければならない。

(審査)

第4条 委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、措置要求を行う職員(以下「要求者」という。)その他事案に関係がある者を喚問してその陳述を求め、これらの者に対して書類又はその写しの提出を求め、その他事実調査を行うものとする。

(要求の取下げ)

第5条 要求者は、委員会が事案について判定を行うまでの間は、いつでも書面をもって措置要求の全部又は一部を取り下げることができる。

(審査の打ち切り)

第6条 委員会は、要求者の死亡、所在不明等により事案の審査を継続することができなくなったと認める場合又は関係当事者における事案の解決、要求事由の消滅等により事案の審査を継続する必要がなくなったと認める場合においては、事案の審査を打ち切ることができる。

(判定)

第7条 委員会は、事案の審査を終了したときは、速やかに判定を行い、その結果を書面に記載して要求者に送達しなければならない。

(勧告)

第8条 委員会は、判定の結果必要があると認める場合においては、当局に対し書面で必要な勧告をしなければならない。この場合においては、この書面の写しを同時に要求者に送達するものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、措置要求の審査の手續等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。